

平成30年7月13日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり／為替ヘッジなし）
（愛称：ユーロ・スピリッツ）」
再委託報酬支弁にかかる約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり／為替ヘッジなし）（愛称：ユーロ・スピリッツ）」（以下「当該ファンド」といいます。）の運用の指図に関する権限の委託先への報酬（再委託報酬）支弁につきまして、下記のとおり約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

本件変更後も当該ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド

- ・欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）（愛称：ユーロ・スピリッツ）
- ・欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）（愛称：ユーロ・スピリッツ）

2. 約款変更日

平成30年7月13日

3. 変更理由

当該ファンドと運用の指図に関する権限の委託先を同じとし、決算頻度の異なる新設ファンドとの平仄を揃えるため当該ファンドにおける同委託先への報酬（再委託報酬）支弁時期にかかる変更および記載整備を行うものです。

なお当該変更は受益者の費用負担に影響を及ぼすものではありません。

4. 変更内容

◇再委託報酬支弁にかかる約款変更

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(運用の指図に関する権限の委託)</p> <p>第20条（略）</p> <p>② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、<u>第33条の規定に基づいて</u>委託者が受ける報酬から、原則として毎年1、4、7、10月の13日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから<u>3ヵ月</u>以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の10以内の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>③（略）</p>	<p>(運用の指図に関する権限の委託)</p> <p>第20条（略）</p> <p>② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、原則として毎年1、4、7、10月の13日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから<u>15営業日</u>以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、<u>別に定める各信託の</u>信託財産の純資産総額<u>の合計額</u>に年10,000分の10以内の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>③（略）</p>
<p>(付表)</p> <p>3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託「欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」 追加型証券投資信託「欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」</p>	<p>(付表)</p> <p>3. 約款<u>第20条第2項</u>および第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託「欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」 追加型証券投資信託「欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」</p>

以上

- ・ 本お知らせに関するお問い合わせ
三菱UFJ国際投信 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】
- ・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ
お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。